

社会福祉法人新宿区障害者福祉協会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第二二条に定める役員等の報酬及び第八条に定める評議員の報酬、評議員選任・解任委員会細則第六条第二項の評議員選任解任委員の報酬、新宿区障害者福祉協会虐待防止等対策委員会規程に定める虐待防止等対策委員の報酬の額、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬並びに報酬額)

第2条 役員等が理事会及び評議員会への出席及び、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務等に当たった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、理事長を除き次の各号の一に該当する者には、この規程を適用しない。

(ア) 新宿区障害者団体連絡協議会の加盟団体の会員である者

(イ) 社会福祉法人新宿区障害者福祉協会の職員である者

(支払方法)

第4条 報酬は、役員等が勤務を終了した後、速やかに指定した銀行口座に支払うものとする。

附則（令和3年3月26日 理事会第4号議案）

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表

対 象	職務による報酬区分	報 酬 額
<p>理事長 業務執行理事</p>	<p>理事会、評議員会、評議員選任解任委員会への出席報酬 法人運営等業務報酬</p>	<p>10,000円/日額</p>
<p>その他理事</p>	<p>理事会、評議員会、評議員選任解任委員会への出席報酬</p>	<p>10,000円/日額</p>
<p>監 事</p>	<p>理事会、評議員会、評議員選任解任委員会への出席報酬</p>	<p>10,000円/日額</p>
	<p>監事監査業務報酬</p>	<p>10,000円/日額</p>
<p>評 議 員</p>	<p>評議員会への出席報酬</p>	<p>10,000円/日額</p>
<p>評議員 選任・解任委員</p>	<p>評議員選任解任委員会への出席報酬</p>	<p>10,000円/日額</p>
<p>虐待防止等 対策委員</p>	<p>虐待防止等対策委員会への出席報酬および 事案検討、調査等報酬</p>	<p>10,000円/日額</p>

※理事・評議員とも各年度報酬が100,000円を超えない範囲とする。